



形式F (鉱業、製造業、電気・水道業、
教育・学習支援業、サービス業等)

**産業廃棄物実態調査票
(令和3年度実績)【その1】**

1. 本調査の対象期間は**令和3年度**(令和3年4月1日~令和4年3月31日)の1年間です。
なお、質問によっては、別の期間を指定する場合があります。
2. 本調査は事業所単位で行いますので、調査票が送付された事業所に関して以下の質問にお答えください。
3. **産業廃棄物等(事業所で不要となり、有償で取引されたものを含む)**が調査の対象期間中に**何も発生しなかった場合は**、本調査票【その1】の「**事業所の概要**」、「**事業の概要**」欄をご回答いただき、「**廃棄物等発生の有無**」欄を「**2. 発生しなかった**」に○を付けてご返送ください。
4. 本調査における**汚泥の発生量は、脱水機投入前の濃縮汚泥の量**を記入してください。
5. 別紙「調査票の記入要領・記入例」を参考にしてください。
6. 電子マニフェストを利用されている事業所は、別途調査票(簡易版)がございますので、(株)グリーンエコ(調査機関)へお問い合わせください。

事業所の概要	事業所名			
	所在地	〒 -		
	業種	主	な	
	ふりがな	業	務	内
	記入者	部・課名:	氏名:	
	電話番号	- -	FAX番号	- -

事業の概要	従業者数(全事業所記入)	製造品出荷額等(製造業のみ記入)																				
	貴事業所の令和4年3月31日現在の従業者数(パート等の臨時職員及び役員等を含む)を記入してください。	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間の製造品出荷額等を記入してください。																				
	人	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td></td> </tr> <tr> <td>億</td><td>億</td><td>億</td><td>万</td><td>万</td><td>万</td><td>万</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>万円/年</td> </tr> </table>	千	百	十	千	百	十		億	億	億	万	万	万	万						
千	百	十	千	百	十																	
億	億	億	万	万	万	万																
						万円/年																

廃棄物等発生の有無	令和3年度の1年間に産業廃棄物等(事業所で不要となり、有償で取引されたものを含む)は発生しましたか。該当する番号に○を付けてください。	
	1. 発生した	2. 発生しなかった

産業廃棄物等が発生していない事業所に対するアンケートはここまでです。このままご返送ください。

別紙「調査票の記入要領・記入例」を参考に、**本票裏面の「調査票【その2】」に貴事業所から発生した廃棄物等の状況について記入してください。**
 なお、この調査では廃棄物等の発生から中間処理、さらに最終処分(埋立処分あるいは再生利用)されるまでの一連の流れを把握するため、以下の項目についてお尋ねしています。

- 事業所で不要となったものを「売却」している場合(廃棄物等に該当しない場合もありますが、調査の対象としています。)
- 事業所内もしくは処理業者・廃品回収業者などで再生利用(リサイクル)している場合
- 処理業者に焼却や破砕などの中間処理を委託している場合
- 処理業者に埋立処分を委託している場合
- 事業所内で何らかの処理を行い、自社処分している場合
- 処分せず、保管中の場合
- 事業所内で何らかの処理を行い、処理業者に処理を委託している場合

〈調査票の記入要領・記入例〉

※この資料には、調査票の具体的な記入例が記載してあります。
 ※お手数ですが、この「記入例」を参考にして調査票にご記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）にて、ご返送くださいますようお願いいたします。
 ※本調査に関するお問い合わせは、(株)グリーンエコ(電話0120-341-296)へお願いいたします。
 ※ご提出いただいた調査票の記入内容について、電話等により確認させていただく場合もありますので、必ず調査票の控えを取っておいていただきますようお願いいたします。
 ※E-mailで回答される場合は、sanpai-miyazaki@gr-eco.co.jpへ送信くださいますようお願いいたします。

調査票【その1】の記入要領・記入例

の部分が、記入箇所です。記入例を参考にして調査票【その1】に記入してください。

事業所の概要	事業所名	(株)△△△宮崎工場				
	所在地	〒×××× - ×××× 宮崎市△-□□				
	業種	電気機械器具製造業	主業	内容	△△の製造	
	ふりがな			みやざき たろう		
	記入者	部・課名 : ○○部 ○○課	氏名 :	宮崎 太郎		
	電話番号	□□□□ - □□ - □□□□	FAX番号	□□□□ - □□ - □□□□		
事業の概要	従業者数(全事業所記入)	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間の製造品出荷額等を記入してください。				
	貴事業所の令和4年3月31日現在の従業者数(パート等の臨時職員及び役員等を含む)を記入してください。	千億	百億	十億	千億	百億
	80人	1	0	0	0	0
廃棄物の発生の有無	令和3年度の1年間に産業廃棄物等(事業所で不要となり、有償で取引されたものを含む)は発生しましたか。該当する番号に○を付けてください。					
	①. 発生した			2. 発生しなかった		

「製造品出荷額等」の記入について

1. 製造業の場合のみ記入してください。
2. 製造品出荷額等とは、「製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額」等の合計であって、1年間の額です。(不明な場合は、売上高をご記入ください。)
3. ただし、調査票が送付された事業所の内容が、「本社事務のみ、事務所、営業所、配送センター及び販売所」等であって、実際に製造、加工及び修理等を行っていない場合は「0(ゼロ)」を記入してください。

廃棄物等分類表(その1)

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物等は、裏面の2. 特別管理産業廃棄物の分類表をご参照ください。

1. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)

種 類		分類番号	具 体 例
汚泥 (泥状のもの)	有機性汚泥	0211	製紙汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、ビルピット汚泥(し尿を含むものは除く)、染色廃水処理汚泥、クリーニング廃水処理汚泥(水洗を主とする場合)、イースト菌培養残さ、その他泥状を呈する有機性廃棄物
		0212	下水汚泥
	無機性汚泥	0221	めっき汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、脱硫石こう、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、道路側溝汚泥、洗車汚泥、廃白土、油水分離後の汚泥、廃顔料、その他泥状を呈する無機性廃棄物《金属さび粉体、廃ショットプラスト(さび落したものに限り)、廃サンドプラスト(塗料かすを含むものに限る)、廃活性炭など》
		0222	建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥、道路側溝汚泥 <浚渫土砂等の泥土を除く>
		0223	上水(浄水場)汚泥
廃油	一般廃油	0311	エンジンオイル、機械油、グリス、切削油、絶縁油、圧延油、作動油、重油、原油、潤滑油、燃料
		0312	魚油、鯨油、ヘット、ラード、天ぷら油、サラダ油、アマニ油、桐油、ゴマ油、なたね油、やし油、大豆油、とうもろこし油
	0320	廃溶剤	アルコール類、ケトン、洗浄油
	0330	固形油	アスファルト、タールピッチ類、パラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、パステル
	0340	油でい	タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルトラップ汚泥、油性スカム
	0350	油付着物等	油のしみたウエス、油紙くず、廃吸油材、廃シール材、クレオソート廃油、アンダーコートかす、廃塗料(液状)、インクかす、廃ワニス
廃酸	0401	無機性の酸性廃液	塩酸、硫酸、フッ酸、クロム酸、リン酸、フッ化水素酸、過塩素酸、スルファミン酸、ケイフッ酸、酸性洗浄液、エッチング廃液、染色酸性廃液(漂白浸せぎ工程、染色工程)、クロメート廃液
	0402	写真定着廃液	写真定着廃液
	0403	有機性の酸性廃液	ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液
廃アルカリ	0501	アルカリ性廃液	アルカリ性洗浄廃液、洗びん用廃アルカリ、石灰廃液、廃灰汁、アルカリ性メッキ廃液、ドロマイト廃液、染色排水(精錬工程、シルケット加工)、黒液(チップ蒸解廃液)、脱脂廃液(金属表面処理)、硫化ソーダ廃液、クーラント液(LLC)
	0502	写真現像廃液	写真現像廃液
廃プラスチック類	0608	塩化ビニル製建設資材	塩化ビニル配管・継手<ビニールシート、フィルム、タイルなどを除く>
	0611	FRP	繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、FRP製品くず
	0612	熱可塑性樹脂	ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂
	0613	熱硬化性樹脂	フェノール樹脂(バークライト)、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂、ウレタン樹脂
	0614	プラスチック製品くず	塗料かす(固形)、エナメルかす、ラッカーかす、廃ポリマー、廃ワニス(樹脂系のもの)、染料かす(樹脂系のもの)、接着剤かす、電熱皮膜材、フィルム、プラスチックタイル、発泡スチロール、シート、ビニールシート、ビニール袋
	0615	合成ゴム	パッキンくず、ライニングくず、固形ラテックス
	0617	合成繊維	ナイロン繊維、ポリエステル繊維、アクリル繊維、混紡繊維、化繊ローブ
	0625 0626	廃タイヤ 大型 普通・小型	大型車用廃タイヤ 普通車・軽自動車用廃タイヤ
紙	0701	紙くず	印刷用紙、裁断紙くず、段ボール、コピー用紙
木	0801	木くず	木くず、おがくず、かんなくず、バーク類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類
	0802	木くず	パレット、パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材
	0830	木くず	防腐・防虫木材、薬液処理合板、CCA処理木材
織	0900	織くず	羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート混紡繊維(天然繊維が主体のもの) 《注意!》合成繊維は「廃プラスチック類」に分類されます。
動物植物性残さ	1001	動物性残さ	魚・獣の骨、魚・獣の皮・内臓などあら、皮革くず、ボイルかす、缶詰め・瓶詰め不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝殻、羽毛
	1002	植物性残さ	ソースかす、醤油かす、こうじかす、酒かす、ビールかす等の発酵・醸造かす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米、麦粉、大豆かす、不良豆、果物の皮、種子、野菜くず、薬草かす、油かす、パンくず、原料くず
動物系固形不要物	4000	動物系固形不要物	と畜場から生ずる獣畜に係る固形状の不要物、食鳥処理場から生ずる食鳥に係る固形状の不要物

廃棄物等分類表(その2)

種 類		分類番号	具 体 例
ゴ ム く ず		1100	ゴムくず、エボナイトくず、ゴム手袋、ゴムチューブ、ゴム板くず
金 属 く ず	鉄 く ず	1210	鉄くず、スクラップ（主体が鉄製の場合）、ブリキくず、トタンくず、空き缶（鉄製のもの）
	非 鉄 く ず	1220	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶
	混 合 金 属 く ず	1230	自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガ ラ ス く ず	1310	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品ビン
	陶 磁 器 く ず	1320	セラミックくず、レンガ、かわら、陶器
	石 膏 ボ ー ド	1330	石膏ボードくず
	コンクリート製品くず	1340	コンクリート製品くずく工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものを除く
鉱 さ い	廃 砂	1401	鑄物砂、サンドブラスト廃砂
	炉 さ い	1402	高炉水さい、高炉の残さ、平炉の残さ、転炉の残さ、電気炉の残さい、キューポラのノロ、ドロス、カラミ
	鉱 さ い 類	1403	不良鉱石、ボタ、粉炭かす、鉱じん、破石くず
が れ き 類 [工作物の新築、改築又は除去に伴うもの]	コンクリート片	1510	コンクリート破片、コンクリートブロック破片
	廃 アスファルト	1520	アスファルトコンクリートの破片
	そ の 他	1530	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、レンガ破片など
動 物 の ふ ん 尿		1600	家畜のふん尿、牛のふん尿、豚のふん尿、にわとりのふん尿、馬のふん尿
動 物 の 死 体		1700	家畜の死体、牛の死体、豚の死体、にわとりの死体、馬の死体
ば い じ ん		1800	電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト、煙道・煙突に付着堆積したす
燃 え 殻	燃 え 殻	0101	燃料などの焼却灰（石炭殻、コークス灰、重油灰、木灰、炉掃出物、クリンカなど） 《注意！》可燃ごみなどを自己で焼却処理した場合、「燃え殻」ではなく、焼却する前の「紙くず」、「木くず」等を発生時の種類として記入してください。
	廃 活 性 炭 ・ 廃 カ ー ボ ン	0102	廃活性炭、廃カーボン
混 合 物	安 定 型 混 合 廃 棄 物	2100	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類などの混合物、分別不可能なもので、安定型処分場に処分できるもの
	管 理 型 混 合 廃 棄 物	2200	上記5品目以外の産業廃棄物を含む混合物、分別不可能なもので、安定型処分場に処分できないもの
シ ュ レ ッ ダ ー ダ ス ト		2300	廃自動車破砕物（廃車ガラ）、廃電気機械器具破砕物
水 銀 含 有 物		2101	水銀を15mg/kgを超えて含有する汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、燃え殻等

その他 「次の廃棄物等は上記具体例での分類をせず、以下の分類としてください」

種 類	石綿含有産業廃棄物(非飛散性)	使用済み自動車	廃電気機械器具	廃電池類(鉛蓄電池、乾電池等)	複合材	廃ブラウン管(側面部)	廃プリント基板	蛍光灯	水銀使用製品産業廃棄物
分類番号	2400	3000	3100	3500	3600	4011	4012	4013	2102

2. 特別管理産業廃棄物

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物等は特別管理産業廃棄物として分類されます。

特別管理産業廃棄物	可燃性廃油	0318	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油	
	腐食性廃酸	0408	水素イオン濃度指数〔pH〕2.0以下の廃液	
	腐食性廃アルカリ	0508	水素イオン濃度指数〔pH〕12.5以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	2018	血液、血清、血漿、体液、血液製剤、血液等が付着した鋭利なもの（注射針、メス、試験管、シャーシ、ガラスくず等）、血液等が付着した実験・手術用手袋等、病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの、汚染物が付着した廃プラスチック類等	
	特定有害産業廃棄物	特定有害燃え殻	0109	特定有害物質を含む焼却灰
		特定有害廃油	0319	特定有害物質を含む廃油、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンを含む廃油等
		特定有害有機性汚泥	0219	特定有害物質を含む有機性汚泥
		特定有害無機性汚泥	0229	特定有害物質を含む無機性汚泥
		特定有害廃酸	0409	特定有害物質を含む酸性廃液
		特定有害廃アルカリ	0509	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
		特定有害鉱さい	1409	特定有害物質を含む鉱さい
		特定有害廃石綿等	1538	吹き付け石綿（アスベスト）、石綿含有保温材、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
		特定有害ばいじん	1809	特定有害物質を含むばいじん
	特定有害廃水銀等	2103	特定施設において生じた廃水銀等	
廃PCB等	7419	廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物		